

「大阪市スポーツ施設（経済戦略局及び環境局所管施設）の臨時休館について」

大阪市では、「緊急事態宣言」を受けて、経済戦略局が所管するすべてのスポーツ施設を令和3年4月25日（日）から5月31日（月）まで、臨時休館、臨時休場いたします。（ただし、新型コロナウイルスワクチン接種会場にかかる利用を除きます。）

ご迷惑をお掛けいたしますがご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【臨時休館施設】

（屋外 12施設）

靱テニスセンター、靱庭球場、南港中央庭球場、鶴見緑地庭球場、長居庭球場、鶴見緑地球技場、南港中央野球場、鶴見緑地運動場、長居陸上競技場、長居第2陸上競技場、長居球技場、長居相撲場

（屋内 52施設）

24区のスポートセンター、扇町プール、都島屋内プール、下福島プール、中央屋内プール、修道館、大阪城弓道場、西屋内プール、中央体育館、大阪プール、千島体育館、大正屋内プール、真田山プール、浪速屋内プール（浪速アイススケート場）、淀川屋内プール、東淀川体育館、東淀川屋内プール、東成屋内プール、生野屋内プール、旭屋内プール、旭プール、旭児童プール、城東屋内プール、鶴見緑地プール、阿倍野屋内プール、住吉屋内プール、長居プール、平野屋内プール、西成屋内プール
※各プール、中央体育館のトレーニング場を含む

（環境局所管施設）3施設

此花屋内プール、西淀川屋内プール、住之江屋内プール

ご利用者の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 大阪市経済戦略局スポーツ課スポーツ施設担当

電話：06-6469-3870